



# 佐賀県公報

平成18年  
8月11日  
(金曜日)  
第12791号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

### 告示

◎佐賀県漁業近代化資金利子補給金交付要綱の一部改正 (五二三・生産者支援課) 一

◎佐賀県農業近代化資金利子補給金交付要綱の一部改正 (五二四・" ) 一

### 公告

○平成十八年度採石業務管理者試験の実施 (河川砂防課) 一

### 公安委員会事項

○警備員指導教育責任者講習の実施 (公告) 三

○" " (公告) 五

○平成十八年度警備員検定の実施 (公告) 六

○" " (公告) 七

## ○告示

### ◎佐賀県告示第五百二十三号

佐賀県漁業近代化資金利子補給金交付要綱(昭和五十三年佐賀県告示第六百十号)の一部を次のように改正する。

平成十八年八月十一日

佐賀県知事 古川 康

第二条中「別表のとおりとする」を「知事が別に定める」に改める。

別表を削る。

### 附則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の佐賀県漁業近代化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十八年七月二十日以後に知事が利子補給することを適当と認めた漁業近代化資金に係る利子補給金から適用する。

### ◎佐賀県告示第五百二十四号

佐賀県農業近代化資金利子補給金交付要綱(昭和五十三年佐賀県告示第六百七十号)の一部を次のように改正する。

平成十八年八月十一日

佐賀県知事 古川 康

第二条の表中「年〇・四〇%」を「年〇・四五%」に改める。

### 附則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の佐賀県農業近代化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十八年七月二十日以降に知事が利子補給することを適当と認めた農業近代化資金に係る利子補給金から適用する。

3 平成十八年七月十九日以前に知事が利子補給することを適当と認めた農業近代化資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

## ○公告

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定により、平成十八年度採石業務管理者試験を次のとおり行います。

平成18年8月11日

佐賀県知事 古川 康

1 試験の日時

平成18年10月13日(金曜日)

午前10時から正午まで

2 試験の場所

佐賀市城内一丁目1番59号

県庁新行政棟11階「大会議室」(当日の駐車場は、民間駐車場を御利用ください。)

<p>3 試験科目及び出題範囲</p> <p>(1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）</p> <p>(2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）</p> <p>4 出題形式</p> <p>(1) 試験は、選択式筆記試験により行います。</p> <p>(2) 出題数は、法令問題10問（全問必須問題）及び技術問題17問（7問の必須問題と10問から3問を選択して解答する選択問題）とします。</p> <p>5 受験願書の交付</p> <p>(1) 窓口での交付</p> <p>ア 交付期間</p> <p>平成18年8月25日（金曜日）から9月22日（金曜日）まで。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）等の閉庁日を除きます。</p> <p>イ 交付場所</p> <p>佐賀県県土づくり本部河川砂防課</p> <p>鳥栖土木事務所管理課</p> <p>唐津土木事務所管理課</p> <p>伊万里土木事務所管理課</p> <p>武雄土木事務所総務管理課</p> <p>鹿島土木事務所管理課</p> <p>(2) 郵送による請求方法</p> <p>ア 請求期間</p> <p>平成18年8月25日（金曜日）から9月15日（金曜日）まで</p> <p>封筒の表に「採石業務管理者試験願書請求」と朱書きしたうえ、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形2号封筒：A4サイズの</p>	<p>用紙が折らずに入る大きさ）を必ず同封し、下記イまで請求してください。平成18年9月13日（水曜日）の消印のあるものまで受け付けます。</p> <p>イ 請求先</p> <p>郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県県土づくり本部河川砂防課管理担当</p> <p>6 受験申込の方法</p> <p>(1) 持参又は郵送の場合</p> <p>ア 提出書類</p> <p>受験願書、返信用50円切手及び写真（提出日前6月以内に撮影した正面上半身像の横6センチメートル縦8センチメートルのもので、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）</p> <p>イ 受験手数料</p> <p>8,000円（佐賀県収入証紙によること。）</p> <p>ウ 受付期間</p> <p>平成18年9月1日（金曜日）から9月22日（金曜日）まで。ただし、土曜日、日曜日、休日等の閉庁日を除きます。</p> <p>エ 提出先</p> <p>郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県県土づくり本部河川砂防課管理担当</p> <p>(2) インターネット申込の場合</p> <p>ア 申込方法</p> <p>佐賀県ホームページの申請・届出メニューから直接所定の事項を入力してください。</p> <p>イ 受験手数料</p> <p>7,800円（インターネットバンキング等を利用して支払うことができ</p>
---	---

ます。)

ウ 受付期間

平成18年9月1日(金曜日)午前8時30分から9月15日(金曜日)午後5時までに受信したものを受け付けます。

エ 注意事項

インターネットにより申込をされたときは、あて先明記の返信用はがき(日本郵政公社発行の通常はがき又は50円切手をはった第2種郵便物に該当する通常はがきで裏面が白色無地のもの)及び写真(提出前6月以内に撮影した正面上半身像の横6センチメートル縦8センチメートル)のもので、裏面に撮影年月日、申請者ID及び年齢を記載したものを申請日から3日以内に河川砂防課まで提出してください。郵送の場合は、配達記録郵便で郵送してください。申請日から3日目の消印のあるものまで受け付けます。

7 問い合わせ先

佐賀県県土づくり本部河川砂防課管理担当  
電話番号 0952-25-7161

8 合格発表

試験の合格にかかわらず、受験者全員に合格又は不合格の通知を行います。また、県庁本館の正面玄関横にある掲示板及び各土木事務所の掲示板に合格者の受験番号を掲示します。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)第20条の規定により、口頭で開示を請求することができます。(口頭での開示請求は、受験者本人以外の方はできません。)

受験者本人が本人であることを証明する書類(受験票等)を持参の上、午前8時30分から午後5時までの間に河川砂防課へ直接おいでください。ただし、土曜日、日曜日、休日等の閉庁日を除きます。

なお、電話、はがき等による請求はできません。

開示内容	開示期間	開示場所
科目別得点及び総合得点	合格発表の日から1か月間	県土づくり本部河川砂防課 佐賀市内一丁目1番59号 (県庁新行政棟8階)

○ 公安委員会事項

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証」という。))の交付を受けている者(警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。))を有する者を除く。)に対する講習。以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施します。

平成18年8月11日

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

1 追加取得講習に係る警備業務の区分及び期日

(1) 追加取得講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「2号警備業務」という。)

(2) 期日

平成18年9月14日(木曜日)及び平成18年9月15日(金曜日)の2日間(各日とも午前8時から午後5時30分まで)

<p>2 実施場所 株式会社かわでん九州工場研修施設 (佐賀市大和町大字川上4583番地1)</p> <p>3 受講対象者 追加取得講習は、受講申込日において、2号警備業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者(旧資格者証を有する者を除く。)で、かつ、次のいずれかに該当するものを対象として行います。</p> <p>(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者及び同項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの</p> <p>4 受講定員 10人(予定。先着順とする。)</p> <p>5 受講申込期間、申込先等</p> <p>(1) 申込期間 平成18年8月15日(火曜日)及び平成18年8月16日(水曜日)の午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 申込先</p>	<p>住所(地)又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課(住所(地)及び営業所の所在地がいずれも佐賀県外である者は、県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課)</p> <p>なお、郵送による申込みは受け付けません。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 受講申込書</p> <p>イ 前記3の受講対象者に該当することを証明する次に掲げる書面</p> <p>(ウ) 前記3の(1)に該当する者は、最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者等が作成する書面及び履歴書</p> <p>(ヤ) 前記3の(2)に該当する者は、1級検定の合格証明書の写し</p> <p>(ユ) 前記3の(3)に該当する者は、2級検定の合格証明書の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業者等が作成する書面</p> <p>(ヨ) 前記3の(4)に該当する者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面</p> <p>    a 旧1級検定に合格した者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>    b 旧2級検定に合格した者は、旧2級検定の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業者等が作成する書面</p> <p>ウ 資格者証等の写し</p> <p>6 講習手数料等</p> <p>(1) 講習手数料は、14,000円です。</p> <p>(2) 手数料は、受講申込書提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。なお、いったん納付された手数料は、受講を取り消した場合又は受講しなかった場合でも返還はできません。</p> <p>7 講習の委託</p>
---	--



この講習は、社団法人佐賀県警備業協会（佐賀市松原一丁目1番1号）に委託して行います。

## 8 その他

## (1) 持参する物

講習を受ける際は、筆記具、ノート類及び印鑑を持参してください。

## (2) 問い合わせ先

その他講習の詳細については、佐賀県警察本部生活安全企画課（電話代  
表0952-24-1111 内線3033・3034）又は社団法人佐賀県警備業協会（電話  
代表0952-22-0954）に問い合わせてください。

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条の警備員指導教育責任者講習（以下「特例措置講習」という。）を次のとおり実施します。

平成18年8月11日

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

## 1 特例措置講習に係る警備業務の区分及び期日

## (1) 特例措置講習に係る警備業務の区分

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第2条第1項第2号に規定する警備業務

## (2) 期日

平成18年9月14日（木曜日）及び平成18年9月15日（金曜日）の2日間  
（各日とも午前8時から午後5時30分まで）

## 2 実施場所

株式会社かわでん九州工場研修施設（佐賀市大和町大字川上4583番地1）

## 3 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者

## 4 受講定員

50人（予定。先着順とする。）

## 5 受講申込期間、申込先等

## (1) 申込期間

平成18年8月17日（木曜日）から平成18年8月24日（木曜日）までの午前8時30分から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

## (2) 申込先

住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課（住所地及び営業所の所在地がいずれも佐賀県外である者は、県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課）

なお、郵送による申込みは受け付けません。

## (3) 提出書類

## ア 受講申込書

## イ 旧資格者証の写し

## 6 講習手数料等

## (1) 講習手数料は、14,000円です。

(2) 手数料は、受講申込書提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。なお、いったん納付された手数料は、受講を取り消した場合又は受講しなかった場合でも返還はできません。

## 7 講習の委託

この講習は、社団法人佐賀県警備業協会（佐賀市松原一丁目1番1号）に委託して行います。

## 8 その他

## (1) 持参する物

<p>講習を受ける際は、筆記具、ノート類及び印鑑を持参してください。</p> <p>(2) 問い合わせ先</p> <p>その他講習の詳細については、佐賀県警察本部生活安全企画課（電話代表0952-24-1111 内線3033・3034）又は社団法人佐賀県警備業協会（電話代表0952-22-0954）に問い合わせてください。</p> <p>警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者について、次のとおり検定を実施します。</p> <p>平成18年8月11日</p> <p style="text-align: center;">佐賀県公安委員会 委員長 内 田 健</p> <p>1 検定の種別及び級の区分 貴重品運搬警備業務1級</p> <p>2 検定試験の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成18年11月21日（火曜日）8時30分から16時30分まで</p> <p>(2) 場所 ユースピアさが（佐賀市大和町大字久池井3227番地）</p> <p>3 検定試験の内容</p> <p>(1) 学科試験</p> <p>ア 警備業務に関する基本的な事項に関すること。</p> <p>イ 法令に関すること。</p> <p>ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。</p> <p>エ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。</p> <p>オ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発</p>	<p>生じた場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(2) 実技試験</p> <p>ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。</p> <p>イ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。</p> <p>ウ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>4 受検資格</p> <p>貴重品運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるものと同等以上の知識及び能力を有すると都道府県公安委員会が認めるものであり、かつ、佐賀県内に住所を有する者又は佐賀県外に住所を有する警備員で、佐賀県内の営業所に属しているもの</p> <p>5 受検定員 30人（予定。先着順とする。）</p> <p>6 検定申請の手続</p> <p>(1) 検定申請書の受付期間 平成18年9月22日（金曜日）から平成18年9月28日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）</p> <p>(2) 検定申請書の提出先 住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課</p> <p>なお、郵送による検定申請は、受け付けません。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 検定申請書</p> <p>イ 申請者の住所地を疎明する書面又は申請者が佐賀県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所に属することを疎明する書面</p>
--	--

<p>ウ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)</p> <p>エ 都道府県公安委員会が交付した1級検定受検資格認定書の写し</p> <p>(4) 受検票の持参</p> <p>検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定の当日に持参してください。</p> <p>7 検定の手数料等</p> <p>(1) 検定の手数料は、16,000円です。</p> <p>(2) 手数料は、検定申請書の提出時に佐賀県収入証紙により納入していただきます。</p> <p>(3) 手数料は、検定申請書受付後は、申請を取り消した場合又は検定試験を受けなかった場合でも返還しません。</p> <p>8 その他</p> <p>(1) 今回の公示に係る検定を受検しようとする者で1級検定受検資格認定の申請が必要な場合は、平成18年9月12日(火曜日)までに、検定申請書の提出を予定している警察署を経由して1級検定受検資格認定の申請を行うてください。</p> <p>(2) 検定に際しては、筆記用具、印鑑及び実技試験時に使用する上履きを持参してください。</p> <p>9 問い合わせ先</p> <p>検定の詳細については、最寄りの警察署又は佐賀県警察本部生活安全企画課(電話 代表0952-24-1111 内線3033又は3034)に問い合わせてください。</p> <p>警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者について、次のとおり検定を実施します。</p> <p>平成18年8月11日</p>	<p style="text-align: right;">佐賀県公安委員会 委員長 内 田 健</p> <p>1 検定の種別及び級の区分 空港保安警備業務 1級</p> <p>2 検定試験の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成18年12月12日(火曜日) 8時30分から16時30分まで</p> <p>(2) 場所 ユースピアさが(佐賀市大和町大字久池井327番地)</p> <p>3 検定試験の内容</p> <p>(1) 学科試験</p> <p>ア 警備業務に関する基本的な事項に関すること。</p> <p>イ 法令に関すること。</p> <p>ウ 乗客等の接遇に関すること。</p> <p>エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査(以下「手荷物等検査」という。)に関すること。</p> <p>オ 空港に関すること。</p> <p>カ 空港保安警備業務の管理に関すること。</p> <p>キ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(2) 実技試験</p> <p>ア 乗客等の接遇に関すること。</p> <p>イ 手荷物等検査に関すること。</p> <p>ウ 空港保安警備業務の管理に関すること。</p> <p>エ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>4 受検資格</p>
---	---

<p>空港保安警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるものと同等以上の知識及び能力を有すると都道府県公安委員会が認めるものであり、かつ、佐賀県内に住所を有する者又は佐賀県外に住所を有する警備員で、佐賀県内の営業所に属しているもの</p> <p>5 受検定員 30人(予定。先着順とする。)</p> <p>6 検定申請の手続</p> <p>(1) 検定申請書の受付期間 平成18年10月13日(金曜日)から平成18年10月19日(木曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)</p> <p>(2) 検定申請書の提出先 住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課</p> <p>(3) 提出書類 ア 検定申請書 イ 申請者の住所地を疎明する書面又は申請者が佐賀県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所に属することを疎明する書面 ウ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)</p> <p>エ 都道府県公安委員会が交付した1級検定受検資格認定書の写し</p> <p>(4) 受検票の持参 検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定の当日に持参してください。</p> <p>7 検定の手数料等</p>	<p>(1) 検定の手数料は、16,000円です。</p> <p>(2) 手数料は、検定申請書の提出時に佐賀県収入証紙により納入してください。</p> <p>(3) 手数料は、検定申請書受付後は、申請を取り消した場合又は検定試験を受けなかった場合でも返還しません。</p> <p>8 その他</p> <p>(1) 今回の公示に係る検定を受検しようとする者で1級検定受検資格認定の申請が必要な場合は、平成18年9月12日(火曜日)までに、検定申請書の提出を予定している警察署を経由して1級検定受検資格認定の申請を行ってください。</p> <p>(2) 検定に際しては、筆記用具、印鑑及び実技試験時に使用する上履きを持参してください。</p> <p>9 問い合わせ先 検定の詳細については、最寄りの警察署又は佐賀県警察本部生活安全企画課(電話 代表0952-24-1111 内線3033又は3034)に問い合わせてください。</p>
--	--

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年八月十一日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷